

名古屋市告示第59号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 7年 2月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定納付受託者の名称
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区海岸一丁目 7番 1号
- 3 指定納付受託者に指定した日
令和 7年 2月19日
- 4 納入義務者から委託を受ける歳入
名古屋市電子申請サービスによる後期高齢者医療保険料納付状況証交付手
数料及び郵送料
- 5 指定納付受託者に納付させる始期
令和 7年 2月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部医療福祉課